

AMDA グループと総社市との多文化共生に関する協定書

AMDA グループと総社市とは、国際貢献活動の推進による多文化共生の実現を目指し、平等互惠の連携協力を図るために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、人道的な視点による地域や個人の国際貢献活動等を通じて国際社会の平和と発展を願う意識を培うことにより、地域社会を生きる同じ人間としての相互扶助の精神や相互理解の心を国籍を超えて人々にはぐくみ、真の多文化共生の実現に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 岡山発国際貢献活動の推進
- (2) 多文化共生推進のための事業の実施
- (3) 人的交流の促進
- (4) 情報・物的資源の相互活用
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携協力

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として両者においてそれぞれ応分に負担することとする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

(附則)

- 1) この協定は締結の日より施行する。
- 2) 第3条の規定に基づき、この協定に基づく事務について、AMDA グループは AMDA 国際福祉事業団が所管するものとし、総社市は市民環境部人権・まちづくり課が所管するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、署名押印の上、各自1通を保持する。

平成21年 6月19日

AMDA グループ代表

菅 波 茂

AMDA グループ代表代行

AMDA 国際福祉事業団理事長

的 野 秀 利

総社市長

片 岡 聡 一

総社市議会議長

中 村 吉 男